（予算、事業計画及び資金計画の認可の申請）

第十二条　機構は、法第四十八条前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（機構の成立の日の属する事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　その他当該予算、事業計画及び資金計画の参考となる書類

2　機構は、法第四十八条後段の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十三条　機構は、事業年度の四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十四条　法第四十九条第二項の事業報告書には、第十条の事業計画及び第十一条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

（決算報告書）

第十五条　法第四十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書）

第十六条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

（債務に関する計算書）

第十七条　第十五条第一項の債務に関する計算書には、第七条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

（借入金の認可）

第十八条　機構は、法第五十一条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　借入を必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払いの方法及び期限

七　その他必要な事項

（余裕金の運用方法）

第十九条　法第五十二条第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

（会計規程）

第二十条　機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2　機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附　則

この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○経済産業省令第九十四号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行に伴い、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条の二）

第二章　固定資産勘定

第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）

第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）

第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）

第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）

第五節　雑則（第二十一条―第二十八条）

第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）

第四章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）

第五章　消費税等（第三十七条）

第六章　雑則（第三十八条・第三十九条）

附則